

どんなことが差別になるの？

※市内でも実際にあったことです

■ アパートの契約をするとき、障害があることを理由に契約できなかった。

■ 避難所で聴覚障害者がいると伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

■ お店に入ろうとしたら、盲導犬を連れていることが理由で断られた。

■ 対応に時間がかかることを理由に、順番を後回しにされた。

どんなことに配慮すればいいの？

番号順に座ってほしい場面でも…。

聴覚障害の方には、手話やサインが見えやすい座席に誘導しましょう。

車いすで移動されている方を見かけたら…。

「お手伝いしましょうか」など、遠慮しないで声を掛けましょう。

原則自筆の書類であっても…。

視覚障害の方には、代筆が可能であることを伝えましょう。

「障害者雇用促進法」により、職場での差別が禁止されています

職場での差別とは、募集や採用面で障害者の応募を認めない、障害があることで不採用にする、職場内で障害があるという理由で違う扱いをすることなどを示します。

株式会社大和屋では、7人の障害者を雇用して、リネンサプライやクリーニングなどの仕事を行っています。職場の中では、障害のある従業員が働きやすいように表示などを工夫することで、障害者だけでなく全ての従業員が働きやすくなり、仕事の効率化が図られました。

従業員の皆さんも、障害のある方がいることであいさつやコミュニケーションなど職場の雰囲気が良くなる効果もあり、会社の利益にもつながっているとのこと。



障害者雇用・社会参加につなげる特別支援教育に取り組んでいます 高田特別支援学校白嶺分校

高田特別支援学校白嶺分校は、障害があつたり、発達に遅れがある生徒が通う、市内唯一の高等部の特別支援学校です。

学校では「希望・意欲・自立」を教育目標として、「働く」ことに重点をおいて教育活動を展開しており、教科学習の他、「クラフト」「手芸」「組立・農業」などの作業学習や、地域での清掃活動を行っています。また、年2回の企業での職場実習は、実力や意識を高める大切な機会です。

これらの活動を通して、職場や社会生活に必要な態度や技能の育成を目指しています。

